

沖縄県私立幼稚園の設置認可に係る審査基準

平成12年11月9日改正

幼稚園の設置については、学校教育法（昭和22年法律第26号）、幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）その他の法令に定めるもののほか、この基準に定めるところによる。

（名称）

第1 幼稚園の名称は、本県内の既設幼稚園と同一又は紛らわしいものであってはならない。

（設置者）

第2 幼稚園の設置者は、学校法人又は保育所を設置する社会福祉法人とする。

（適正配置）

第3 幼稚園の位置は、立地条件及び教育上適切な環境に定めるとともに、既設の公私立幼稚園の状況からみて適正なものでなければならない。

（開設の時期）

第4 幼稚園の開設時期は、原則として毎年4月1日とする。

（幼稚園の規模）

第5 幼稚園の学級数の最低規模は、原則として3学級とする。1学級は35人以下とする。